

# おしえてマイナンバー

## マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)について

10月から、マイナンバーがお手元に届きます。

これから、社会保障や税務、災害対策に関する手続で、マイナンバーが必要となってきます。一生使うマイナンバーとなりますので、取扱いにご注意ください。

ここで改めて、マイナンバーについて確認しましょう。

### ■マイナンバーって何?

マイナンバーとは、みなさん一人ひとりが持つことになる12桁の個人番号のことです。

行政のいろいろな部門で保管している一人ひとりの情報を、この番号(マイナンバー)を利用して確認、管理し、公平かつ公正な社会を実現するために活用されます。

### ●マイナンバーで期待されること

- ①公平・公正な社会の実現  
給付金などの不正受給が防止されます。
- ②国民の利便性の向上  
行政手続の添付書類が省略化されます。
- ③行政の効率化  
情報の照合や入力が省略され、作業の無駄が削減されます。



マイナンバー  
イメージキャラクター  
マイナちゃん

### ■通知カード・個人番号カード

平成27年10月以降、マイナンバーを通知するための「通知カード」が皆さんの手元に簡易書留で送られてきます。

また、平成28年1月以降は、本人確認のための身分証明書として利用できる「個人番号カード」が申請により、交付されます。

#### ●通知カード イメージ

氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されています。

本人確認の身分証明書としては利用できません。



#### ●個人番号カード イメージ

氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載され、本人の写が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できます。

